

2 住委第 2 号 第 3 次井手町地域福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル
 質疑書への回答

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書の委託業務内容の令和 3 年度業務の（6）法令改正による計画との整合性の確保で町の例規の条項を指摘するとは具体的にどういったことをすればよいかご教示ください。</p> <p>また、福祉関係法令とはどこまでの範囲かご教示願います。</p> <p>また、成果品の改正法令引用例規指摘一覧表のイメージをご教示願います。</p>	<p>仕様書（6）のとおり指摘ください。</p> <p>具体的には「●●●法の第●条第●項が改正された場合、井手町○○○条例の第○条第○項に引用されている」ということを福祉関連法令及び関連例規全般について随時ご指摘いただくイメージです。</p> <p>官報掲載後 2 週間を目途にメール等で情報提供いただきたく思いますので受託者の方で随時官報を確認していただく必要がございます。</p> <p>例規に関しましては本町のホームページに掲載しているものすべてが対象となりますのでご確認願います。</p> <p>また、福祉関係法令とは e-Gov 法令検索 (https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) の事項別分類索引「社会福祉」の項目に掲載されている全ての法令をいいます。告示や通知・通達は含みません。</p> <p>仕様書 5. 成果品のとおり。改正法令引用例規指摘一覧表は納品イメージをご参照ください。</p>
2	<p>策定委員会は 3 回開催予定、と なっています。令和 3 年度に 3 回、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>令和 2 年度に 2 回程度、令和 3 年度に 3 回程度開催予定です。</p> <p>令和 2 年度の策定委員会について仕様書上、記載がありませんでしたので、仕様書を差し替えます。お手数ですがご確認ください。</p>
3	<p>業務実施体制調書では「役割」欄が「業務責任者」と「業務担当者」となっています。業務責任者実績書では業務責任者とは本業務の「主担当者」となっています。</p>	<p>本様式は業務に関して、実際に携わる方を確認し、実施体制を確認するためのものです。</p> <p>様式 5 業務実施体制中の業務責任者が主担当者として位置づけられますので、様式 5 の 2 には、その方の実績を記載ください。</p>

	業務実施体制調書には「業務担当者」として「担当する業務内容」欄に「主担当者」と記載した従業員を、業務責任者実績書において「業務責任者＝主担当者」として実績を記載してよいでしょうか。	
4	現行計画冊子等の閲覧は可能でしょうか。	可能です。